

## 佐久市移住促進サポート清掃費等補助金 確認票

この補助金を受けるためには、「佐久市空き家バンク」に登録されていることが必要です。  
「佐久市空き家バンク」に関することは、下記問い合わせ先にご連絡ください。

※年度の途中であっても、予算の上限に達した時は、それ以降の補助金の交付はできません。

1 所有する物件及びご自身が、補助の要件を満たしているかチェックしてください。

	可否	要件
補助対象物件		「佐久市空き家バンク」登録されている個人所有の一戸建居住専用家屋
要件		空き家バンクへの登録を申請し、登録された物件であること。  令和2年4月1日以後に清掃等を行っていること。 ※空き家バンクへの登録前に行われた場合は、登録の行われた日前1か月以内に行われたものに限る。  当該物件について、過去に補助金を交付されたことがないこと。  市外在住の個人と当該物件の売買契約又は賃貸借契約が成立していること。  売買契約又は賃貸借契約の相手方が、補助対象者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。  市税を滞納していないこと。
判定結果		※上記の全ての要件を満たしていること。

2 補助の対象となる経費を確認してください。

	補助金の種類	補助対象経費	支給額
補助額	家財道具等の処分	市から一般廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を受けた業者が行う経費	補助対象経費の1/2の額 【上限10万円】
	住宅の清掃	法人又は個人事業者が行う経費	補助対象経費の1/2の額 【上限5万円】

3 手続きの方法や期限を確認してください。

	手順	手続き方法
手続き	0	物件の売買契約等が成立した段階で、家財道具等の処分や住宅の清掃を行う前に、担当者へご連絡ください。
	1	家財道具等の処分や住宅の清掃が終わった後、物件の売買契約又は賃貸借契約が成立した日の属する年度の3月31日までに、必要書類を提出してください。
	2	交付決定・確定通知書を受けた後、速やかに請求書（様式第3号）を提出してください。

4 申請に必要な書類を確認してください。

必要書類	佐久市移住促進サポート清掃費等補助金交付申請書（様式第1号）
	物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
	清掃等に係る契約書・見積りの写し等で、費用の明細が分かるもの <u>※各種経費や業務単価・作業時間等が記載されたもの。</u> <u>「清掃費用一式」等では不可。</u>
	清掃等に係る費用の領収書の写し
	清掃等を実施した部分の実施前及び実施後の写真
	申請時の申請者の市町村民税の滞納がないことを証明できるもの ※「納税証明書」や「滞納がないことの証明書」等
	その他市長が必要と認める書類

5 以下のいずれかに該当する場合は、補助の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

	取消事由
補助金の取消	偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
	上記「補助対象者」の要件に該当しなくなったとき。
	交付決定の内容その他法令に違反したとき。
	その他、市長が不相当と認めるとき。

6 その他、不明な点があれば、事業に着手する前に、下記担当へご連絡下さい。

【問い合わせ先】

移住交流推進課

住所：佐久市中込3056 電話：0267-62-4139